

# 令和7年度

## 自己点検・自己評価及び学校関係者評価の結果の公表

2026年4月から施行された学校教育法の改正により、専門課程を置く専修学校には大学と同等の項目による「自己点検評価の実施」及び「公表」が義務づけられ、加えて「外部の識見を有する者による評価」を受けることが努力義務として定められました。

本校では、平成30年度より厚生労働省が作成した「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」をもとに点検項目を定め、全職員による自己点検・自己評価を行うとともに、令和元年度からは本校運営委員会の外部委員3名による学校関係者評価を実施し、公表も開始しております。

このたび、令和7年度の自己点検・自己評価の結果を取りまとめましたので、学校教育法第132条の2の規定に基づき公表します。

公立瀬戸旭看護専門学校



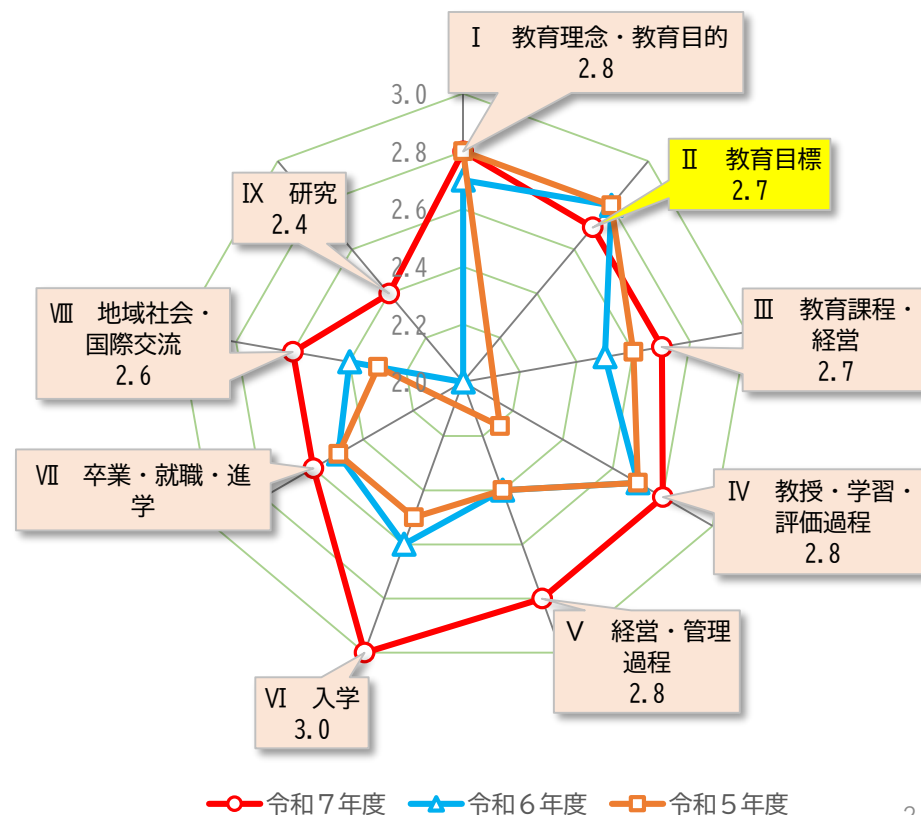
# 令和7年度 自己点検・自己評価結果（内部評価）

## 内部評価の結果（令和5年度から令和7年度まで）

教職員21名及び事務職員2名、計23名により内部評価を実施しました。  
 点検項目の評価は、「3：当てはまる」「2：やや当てはまる」「1：当てはまらない」の3段階とし、カテゴリー毎に点数を総計し、その平均値を評価の結果としています。  
 令和7年度においては、9つの評価カテゴリーのうち、8項目が前年度の評価を上回る結果となりました。

カテゴリー	項目数	評価結果		
		令和7年度	令和6年度	令和5年度
I 教育理念・教育目的	11	2.8	2.7	2.8
II 教育目標	7	2.7	2.8	2.8
III 教育課程・経営	31	2.7	2.5	2.6
IV 教授・学習・評価過程	17	2.8	2.7	2.7
V 経営・管理過程	30	2.8	2.4	2.4
VI 入学	2	3.0	2.6	2.5
VII 卒業・就職・進学	8	2.6	2.5	2.5
VIII 地域社会・国際交流	10	2.6	2.4	2.3
IX 研究	3	2.4	2.0	1.8

令和7年度 自己点検・自己評価結果 過去2年との比較



# 令和7年度 自己点検・自己評価結果（学校関係者評価）

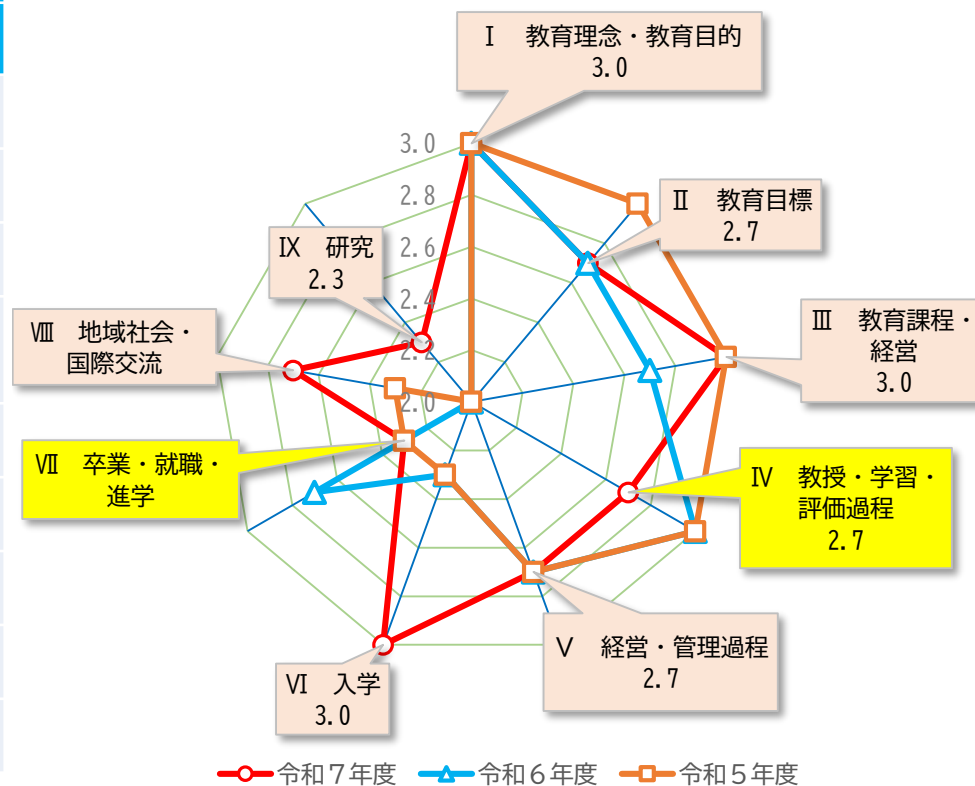
## 学校関係者評価の結果（令和5年度から令和7年度まで）

識見を有する者として本校運営委員会の外部委員3名を選任し、学校関係者評価を実施しました。点検項目の評価は、「3：当てはまる」「2：やや当てはまる」「1：当てはまらない」の3段階とし、カテゴリー毎に点数を総計し、その平均値を評価の結果としています。

令和7年度においては、9つの評価カテゴリーのうち、7項目が前年度の評価結果を上回る結果となりました。

カテゴリー	項目数	評価結果		
		令和7年度	令和6年度	令和5年度
I 教育理念・教育目的	11	3.0	3.0	3.0
II 教育目標	7	2.7	2.7	3.0
III 教育課程・経営	31	3.0	2.7	3.0
IV 教授・学習・評価過程	17	2.7	3.0	3.0
V 経営・管理過程	30	2.7	2.7	2.7
VI 入学	2	3.0	2.3	2.3
VII 卒業・就職・進学	8	2.3	2.7	2.3
VIII 地域社会・国際交流	10	2.7	2.0	2.3
IX 研究	3	2.3	2.0	2.0

令和7年度 学校関係者評価結果 過去2年との比較



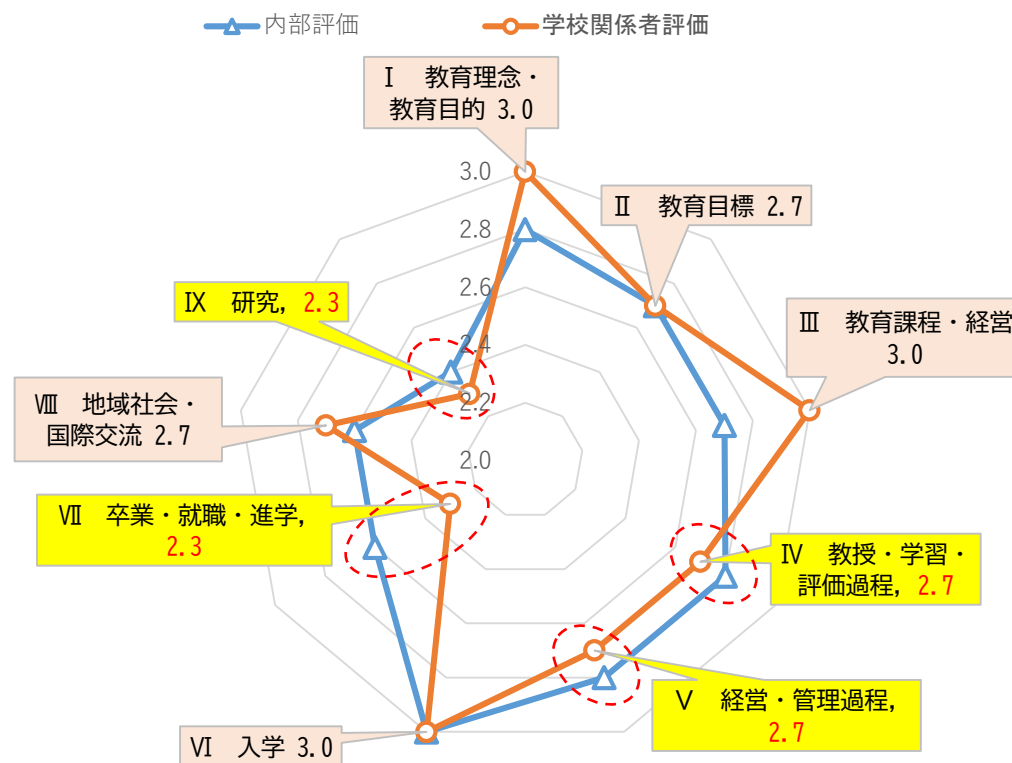
# 内部評価と学校関係者評価の比較

9つの評価カテゴリーのうち、5つの項目は内部評価結果よりも学校関係者評価が高くなりましたが、「IV 教授・学習・評価過程」、「V 経営・管理過程」、「VII 卒業・就職・進学」、「IX 研究」においては、学校関係者評価が内部評価よりも低くなっています。

特に「VII 卒業・就職・進学」については、学校関係者評価が0.3ポイント下回っており、原因の分析及び対策が必要な状況となっています。

カテゴリー	内部評価結果	学校関係者評価結果
I 教育理念・教育目的	2.8	3.0
II 教育目標	2.7	2.7
III 教育課程・経営	2.7	3.0
IV 教授・学習・評価過程	2.8	2.7
V 経営・管理過程	2.8	2.7
VI 入学	3.0	3.0
VII 卒業・就職・進学	2.6	2.3
VIII 地域社会・国際交流	2.6	2.7
IX 研究	2.4	2.3

## 内部評価と学校関係者評価の比較

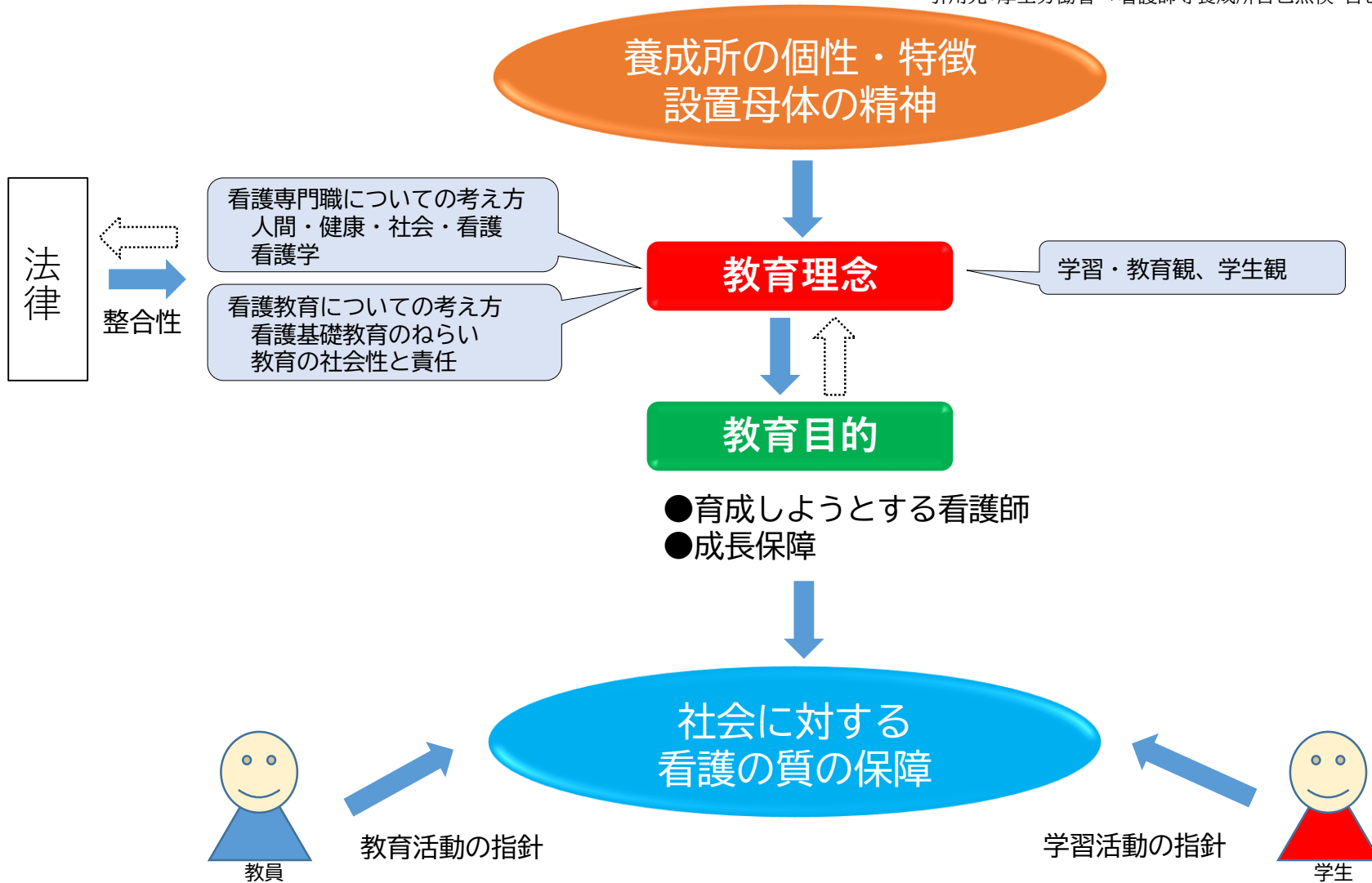


# 自己点検・自己評価結果の詳細

# I 教育理念・教育目的

## 教育理念・教育目的の設定に含むべき条件

引用元:厚生労働省「看護師等養成所自己点検・自己評価指針」



# I 教育理念・教育目的

## 評価の概要、今後の課題

### ●法的整合性と独自性

教育理念では、設置主体である瀬戸市・尾張旭市の地域住民の健康と福祉に寄与できる「人間尊重の精神を持つ感性豊かな看護師を育成する」ことを掲げている。また、教育目的では、「看護師として必要な基礎的知識・技術・態度を習得し、社会の変化に対応できる看護実践者を育成する」ことを掲げている。

これら理念・目的は、学校教育法第82条の2（専修学校規定）に定める「職業若しくは實際生活に必要な能力を育成し、または教養の向上を図ることを目的とする組織的な教育機関」に整合している。さらに、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の趣旨に合うものである。

### ●教育理念・教育目的の意義と周知

教育理念・目的を明確に掲げ、学生便覧・授業概要・ホームページ・学校案内のパンフレット等に記載し、学内外に提示している。学生便覧にも教育理念・目的・目標を示しており、学生の学習の指針になっている。

### ●教育理念・教育目的の評価

学生に教育理念・目的・目標を浸透させるためには、常に学生が意識できるように授業や実習、教科外活動など様々な教育活動において意図的な働きかけが必要である。また、教育活動のゴールが現状では学生にとって分かりづらい状況である。そのため学年ごと到達目標を設定し、3年後に教育目標（ディプロマポリシー）が到達できる評価基準の作成が必要であると考え、令和7年度は自己評価小委員会および副教務主任が中心となり、学年ごと到達目標が評価できる評価基準作成に向け、年間計画を立て、取り組んできた。

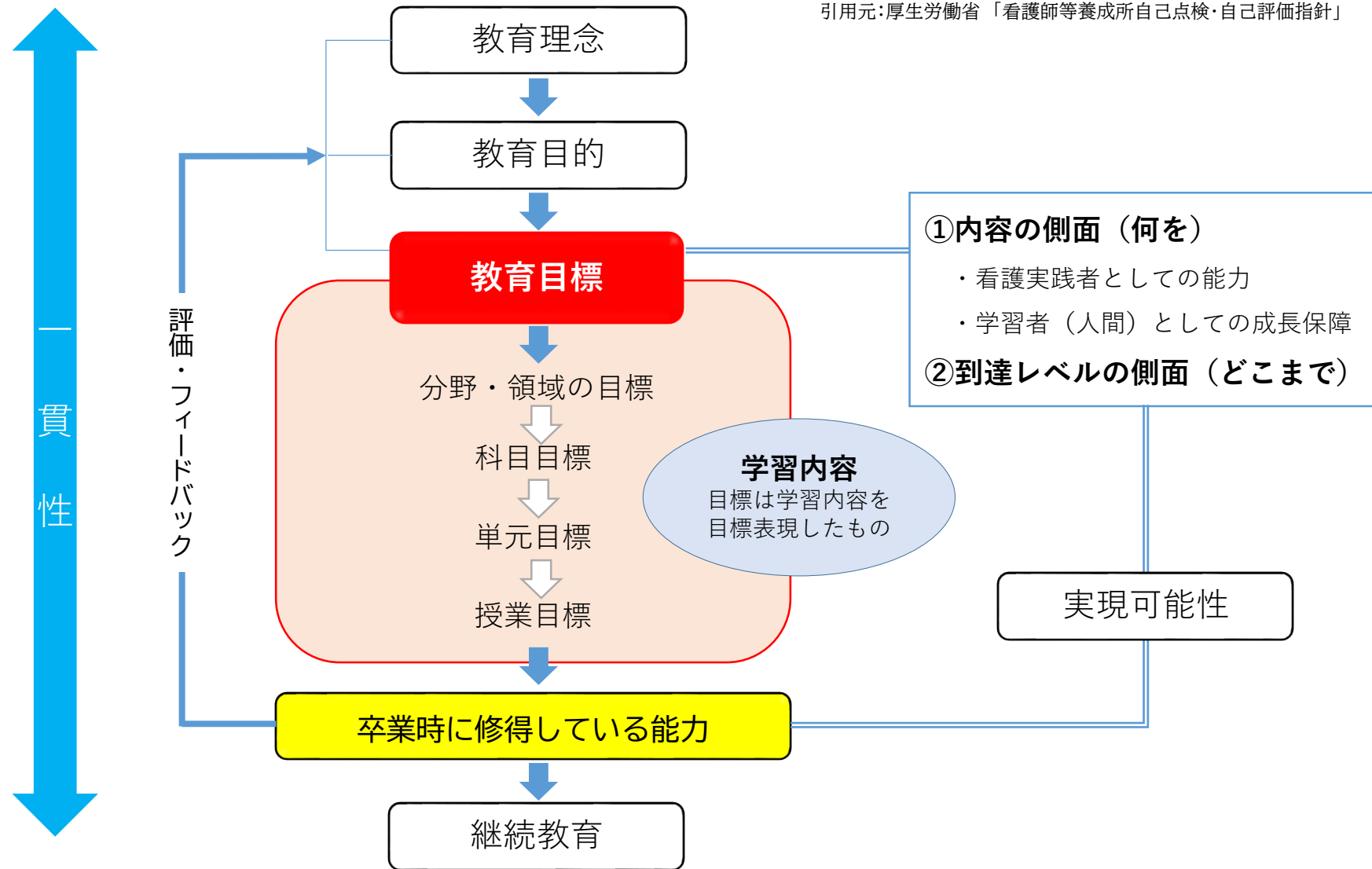
令和8年度からは学年ごと到達目標を設定し、3年後に教育目標（ディプロマポリシー）が到達できる評価基準となっているか評価していく必要がある。

内部評価	2.8
学校関係者評価	3.0
委員コメント	(ご意見)

## II 教育目標

### 教育課程における教育目標の位置づけと設定に含むべき条件

引用元:厚生労働省「看護師等養成所自己点検・自己評価指針」



## II 教育目標

### 評価の概要、今後の課題

#### ●教育理念・教育目的との一貫性

教育理念・目的を基に教育目標を6つに分け、その目標毎に内容を具体的に明文化している。教育理念に対して目的・目標は対応しており、一貫性がある。また教育目標については、社会ニーズに応える内容としている。

#### ●教育目標の評価

教育理念・目標の達成に向けて学年目標を設定し、達成度に関しては現在P D C Aを用いて管理している。

国家試験の合格状況、卒業時の看護技術の到達度は、毎年評価している。

卒業時の到達やゴールとして、ディプロマポリシーを「知識・理解、思考・判断・表現」、「関心・意欲・態度、技能」の内容ごとに挙げているが、到達度を評価する指標がないため、学生の到達度を把握できていない状況である。今後は各学年の評価項目や評価基準を具体化し、どの学生も到達できている状況であるか確認していく必要がある。令和8年度からは各学年での到達に関してはルーブリック評価表にて評価していく予定である。

#### <公立瀬戸旭看護専門学校 教育目標>

- ①人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。
- ②人間への温かい関心をもち、共感的態度で人間関係を形成できるコミュニケーション能力を身につける。
- ③生命を大切に、人権を尊重した倫理的な判断を基に行動することができる。
- ④科学的根拠に基づいた臨床判断を行い、対象の健康の状態やその変化に応じた看護実践ができる基礎的能力を身につける。
- ⑤保健・医療・福祉チームの一員として自らの役割及び他職種の役割を理解し、多職種と連携・協力しながら、多様な場で生活する人々への看護を提供する基礎的能力を身につける。
- ⑥看護専門職として責任をもち、生涯にわたって自己研鑽し続ける姿勢を身につける。

内部評価	2.7
------	-----

学校関係者評価	2.7
---------	-----

委員コメント	(ご意見)
--------	-------

## Ⅲ 教育課程・経営①

### 評価の概要、今後の課題

#### ●教育課程編成の考え方とその具体的な構成

新カリキュラム改正から4年が経過した。令和4年度のカリキュラム再編成により、教育理念・目的に沿って学習目標・内容を考え、順序性をもって構築している。しかしこれからの医療に求められる看護師が養成できるカリキュラムの構成になっているか、カリキュラム改正の意図を反映した教育目的・目標となっているか、自校の強み、弱みを明確にしなが、今一度見直しをしていく必要がある。

#### ●科目・単元構成

科目と単元の構成については、令和4年度のカリキュラム再編成により、根拠をもって構成し、教育目的・目標との整合性をもって編成している。教育理念から一貫した教育活動を実施していくために授業科目の厳選、授業内容や方法の見直し、実習場所の妥当性および内容の検討は必要である。学生が看護に興味・関心を高く持ち、看護の魅力を教員が語ることで、学生が惹きつけられ、看護実践能力の育成につながる教育を目指していく必要がある。また地域性も踏まえ、当校の特徴をあらわした科目設定を検討していく必要がある。

#### ●教育計画（単位履修の考え方、科目の配列）

単位習得の方法とその制約については、教師・学生の双方がわかるように学生便覧・授業概要に明示し、学年ごとにガイダンスしている。実習においても、時間をかけてガイダンスを行い、目的・目標や方法について学生に説明している。また、年度初めには、教育計画全体の説明を行っている。

#### ●教育課程評価の体系（単位認定の考え方）

授業概要に単位認定の考え方、方法について明文化し、学年ごとにガイダンスし、説明している。  
また、他の高等教育機関との単位の互換性についても認めている。転入学・入学前の履修単位の認定については、既修得単位の認定を入学前に行っている。

#### ●教育課程評価の体系（評価の体系）

学科試験や臨地実習評価は適切に行われており、評価結果は個人情報取り扱いに留意して活用している。  
また、学生が不利益を被ることがないように、学生が無記名で授業評価を実施し、結果の評価・分析を行っている。現在、全科目で授業評価ができていないため、次年度以降は全科目で授業評価ができる体制を整えていく。

## Ⅲ 教育課程・経営②

### 評価の概要、今後の課題

#### ●教員の教育・研究活動の充実（教員の専門性を高める体制）

専任教員の配置は、基礎看護学7人、成人看護学3人、在宅・精神・母性・小児・老年看護学はそれぞれ2人の担当である。それぞれの専門看護領域の担当教員が主となり、講義・実習の企画、実習指導と評価を行っている。

1教員当たりの講義時間数は年間130時間前後を目安としている。実習指導教員を配置することにより、実習時間数についてはできるだけ偏りがないように考慮して配置している。

令和8年度からの入学定員変更に伴い、教員1人あたりの授業負担は少なくなり、授業準備や自己研鑽にかかる時間の確保が保障される状況となる。

#### ●教員の相互研鑽・自己研鑽を保障するシステム

授業研鑽のために相互で授業に入り、リフレクションの機会を設けている。対面の研修も増えてきているため、次年度以降は県外学会参加希望も募り、研修での学びを教育へ反映し、自己研鑽に努めていく。

令和7年度からは業績・態度・能力・業務改善を評価する人事考課が始まった。教員経験年数に応じたラダーに沿い、目標設定し、評価を行なうこととなった。

#### ●学生の看護実習体験の保障（実習施設の選択と開拓、実習目標達成のための実習施設との協力体制）

教育目標を達成するために適切な実習場所の確保はできている状況である。

臨地実習においては年間計画の調整、実習ごと指導者会議など実習施設との連絡会議を計画的に設けており各施設の協力体制を整えている。

#### ●学生の看護実習体験の保障（隣地実習指導と教員の協働）

実習要綱・実習指導者マニュアルを活用し、実習指導者との連携を図っている。

患者の特性や学生のレディネスなどを情報交換し、協同で面接しながら指導や評価の共通理解を行い、指導の一致を図っている。

### Ⅲ 教育課程・経営③

#### ●学生からケアを受ける対象者の権利の尊重

実習誓約書、受け持ち患者同意書を交わしている。実習要綱では倫理的配慮についてのルールをガイダンスしている。

今後、情報漏洩に繋がる倫理的な違反に関しては学生便覧・要綱においても文章化し学生へ指導していく。

#### ●隣地実習における安全対策

インシデント・アクシデント発生時のマニュアルを作成し、インシデント発生に関しては、教員会議とレポート回覧によって共通理解をしている。

また、原因分析、事故発生状況の多い曜日や実習週数に学生・教員に注意喚起を行っている。実習開始前にも、領域毎に起こりやすいインシデントに関するガイダンスを実施。指導者会議上で、実習全体の事故事例を報告し、情報を共有している。

感染対策としては、抗体価検査と必要時ワクチン接種を実施し、毎年インフルエンザワクチンも実施している。今年度より、B型肝炎ワクチンの接種も実施している。

新型コロナウイルス等の感染症対策については、実習施設側と連絡を密に取り、実習中の学生・教員の感染対策を実施している。学校としての体制整備として、施設と学校との報告・連絡・相談・対応体制の整備、実習中止の判断基準、準備物品等、また学生の自己管理指導として日々の行動や体調管理に関する感染予防意識・対策の徹底等を実施している。

内部評価	2.7
------	-----

学校関係者評価	3.0
---------	-----

#### 委員コメント

(ご意見)

- ・学生の価値観は変化していく中で、医の倫理を諭し、対応している。

## IV 教授・学習・評価過程

### 評価の概要、今後の課題

#### ●授業内容と教育課程との一貫性

各分野の講義設定の考え方は授業概要に明文化されており、各授業を分野ごととまとまりとして構成できている。

#### ●看護学としての妥当性

授業の内容のまとまりは、看護学の教育内容として妥当である。授業形態は、演習・校内実習の教員配置人数を授業内容に応じて決定し、指導が行き届くようにしている。

#### ●授業内容間の関連と発展

科目講義内容、試験方法などを専任教員全体で検討しており、共通の認識はもっている。  
このため、他の関連科目との整合性を保ち、かつ科目の評価も偏らなく行うことができている。

#### ●指導技術の工夫

看護実践能力の強化のためにシミュレーション教育や協同学習も取り入れて工夫している。  
学生指導の支援などについては、朝の連絡会や教員会議および学年会議で学生の状況を共有し、協力体制を採っている。  
科目ごとの評価の方法は、原則として担当教員が決定している。

#### ●目標達成の評価とフィードバック

教員の授業評価については、自己評価小委員会が中心となって、専任教員のみ行っている。  
単位履修の評価基準と方法は学生便覧に公表し、単位認定は運営委員会で検討後、学校長の決裁を受け決定している。

#### ●学習への動機付けと支援（シラバスの作成）

シラバスは授業概要内に全科目あり、学年進級時に授業概要をダウンロードするシステムを採っているほか、ホームページ内にも掲載している。さらに各看護学では必要であれば、詳細な授業計画を開講時に配布またはTeamsにアップロードしている。

各科目の内容は明確にしているが、他の科目との関連や重複に関しては今後マトリックスを作成し見直しが必要である。

## IV 教授・学習・評価過程

内部評価 2.8

学校関係者評価 2.7

### 委員コメント

(ご意見)

- ・学科によっては、全体的に点数が悪く落第者もでている。
- ・科目は問題ないが、教え方の工夫や内容から見直す必要性を感じる。
- ・講師との綿密な打ち合わせを期待します。

## V 経営・管理過程①

### 評価の概要、今後の課題

#### ●設置者の意思・指針

本校の設置及び管理に関する条例に設置目的が明記されている。また、毎年度「学校概要」作成し、教育理念、教育目的、教育目標のほか、教育概要、施設概要、組織体制、財政状況などを取り纏め、内外に提供している。

#### ●組織体制（意思決定機関・意思決定システムの明確性）

組織体制として、職員は本校学則第25条に規定されており、校務分掌はその職位に関して詳細に本校校務分掌に関する規定で定めている。また、教育活動に関する意思決定システムについては、運営委員会や各種委員会等において審議のうえ校長が決定する体制としており、その決定事項を教職員に周知している。意思決定システムにおいては今年度から学校長が兼務となったため、学校長補佐である副校長および事務長が校長への調整役となり、意思決定システムは問題なく機能した。学校内で発生した事案に関しても速やかに校長及び関係機関等に報告し、対応することができた。

#### ●教職員の資質の向上についての考え方と対策

教職員の資質向上においては、愛知県研修センターで開催された「形態機能学」の研修には2名の教員が受講した。

「看護教員のためのステージアップ研修会」は次世代リーダー育成のための養成所の運営・管理の基礎を学ぶ研修で、次年度以降も教員のラダーに沿い、受講を継続する。

令和7年度からは業績・態度・能力・業務改善を評価する新たな人事考課を開始した。教員経験年数に応じたラダーに沿い、教員の資質向上に向け、目標および取り組みの到達を評価し、教育に携わっていくことが必要である。

#### ●財政基盤

組合規約第13条に基づき、組合経費は構成市の負担で賄われており、健全な学校経営を行っている。

安定した財政基盤の中で、教職員の確保や施設整備、教材備品の購入などを計画的に行い、充実した教育環境を整えることを目指している。予算については構成市の財政状況が厳しいながらも、予算要求に基づく適切な予算措置（負担金）がなされており、今年度は全教職員へのiPadの支給や電子黒板の導入などICT教育のさらなる充実を図り、教育の質の向上を図っている。

予算の執行については、費用対効果や優先順位を十分検討しながら、財政規定に基づく適正な執行に努め、毎年度の予算・決算は組合議会で審査を経ているほか、監査委員から毎月監査を受けており、健全な財政運営に努めている。

## V 経営・管理過程②

### 評価の概要、今後の課題

#### ●施設設備の整備（整備の考え方と計画性）

施設設備については、年間管理計画表を作成し、定期的な保守点検や清掃作業を行い、適切な維持管理に努めている。今年度保健所による特定建築物の立入検査が実施され、空調設備、給水設備、排水設備、清掃状態の検査を受けたが、指導・指摘事項もなく、適切に管理されているとの見解が示された。

屋上防水工事や外壁の補修など大規模な修繕については、構成市へ適宜予算要求を行い、計画的に実施してきている。校舎の竣工から30年以上経過していることを踏まえ、現在、長期的な施設設備計画を策定するとともに、施設設備にかかる将来負担の平準化を図るため、施設整備基金の創設を検討している。

#### ●看護学の発展や医療・看護へのニーズ、学生層の変化に対応する整備

教育設備については、他校に先駆けてハイブリットシミュレーターを導入するほか、3台の電子黒板を新たに導入し、これに併せて全教職員にiPadを支給するなど、ICT教育の充実に向けた教育環境の向上に努めている。

次年度以降は、これまで購入していたDVD教材に関して、動画配信サービスを活用することにより、学生がオンデマンドで利用できる環境を整えていく予定である。

#### ●学生および教職員にとっての福利厚生のための整備

学生の学習環境や学校生活環境の整備面においては、学生からの要望を踏まえ、電子レンジの追加設置、空調が効かない場所への扇風機や電気ストーブの設置、食品類が購入できる自動販売機や食品ケースを設置したほか、和式トイレの洋式化工事や、女子トイレに生理用ナプキンを常設するなど、学生が快適に学校生活を送れるよう適宜充実を図っている。

#### ●学生生活の支援（学修継続への支援体制、学習困難への支援体制）

学生への学びの支援はもちろんであるが、学び以前に様々な問題を抱えた学生が多く、教員が個別又は集団的に対応し、「看護師になりたい」という学生の意思が最後まで全うできるように支援している。

経済的に支援が必要な学生に対しては、日本学生支援機構の奨学金に関する案内のほか、学校内で奨学金支援病院による説明会を開催し、情報提供に努めている。

また、学習困難や生活上の問題に関しては、教員による定期的な面談で情報収集・対応ができるようにしているほか、公認心理士による学生相談日を月に2回設けている。しかし、心の問題を抱えている状況の学生もいる中、利用者が非常に少ない。その要因として相談時間が昼休憩であることが考えられるため、次年度は相談時間を授業後に変更していくとともに、相談員についても授業担当講師に依頼し、相談しやすい関係づくりを進めていく予定である。

## V 経営・管理過程③

### 評価の概要、今後の課題

#### ●養成所に関する情報提供

教育・学習活動に関しては、入学式後に保護者説明会を開催して情報提供するほか、必要に応じ保護者に対して個別に学業状況の説明を行っている。特に次年度再履修する科目が発生した学生への評価フィードバックは、学生本人だけでなく、リアルタイムに保護者へ評価結果を伝えることで家庭内での支援を得る機会となっている。

#### ●広報活動

広報活動においては、広報委員が中心となり、企業が主催する合同進路説明会へ出展するほか、高等学校への進路ガイダンスや模擬授業を行うことなどにより、積極的にPRを行っている。

また、本校への入学希望者のみならず地域住民の皆様に学校の存在をPRするため、毎年恒例のオープンキャンパスや学校祭を開催している。なお、オープンキャンパスについては従来は募集枠を設けていたが、今年度からは募集枠を設けず、出入り自由としたことにより参加者の拡大が図られた。

情報発信ツールとして、従来からの公式ホームページや学校案内パンフレットとともに、SNSの普及に対応した公式Instagramを開設し、学生広報委員とともに学校生活の状況などを動画や画像を使ってリアルタイムに提供している。

#### ●養成所の運営計画と将来構想

県内でも閉校や定員削減が相次ぐ中、学校の在り方も含めて将来構想を検討する必要がある。校舎建物の竣工から32年を経過するが、40年目を迎える8年後あたりまでに、他校の動向や社会環境の変化を注視しながら、将来構想を検討していく必要がある。今後発生する大規模な修繕等に向けて、将来負担の平準化を図るため、新たに施設等整備基金条例を制定する予定である。（組合議会令和8年3月定例会 upper程予定）

## V 経営・管理過程④

### 評価の概要、今後の課題

#### ●自己点検・自己評価体制

平成30年度より、「看護師等養成所の教育活動等に関する自己評価指針」を基に点検項目を決め、全教員による自己点検・自己評価を行っている。令和元年度からは運営委員会の外部委員による学校関係者評価を施行している。

令和6年より高等教育無償化制度における「自己点検評価」は「各学校の教職員が当該学校の理念・目標に照らして自らの教育・活動に就いて行う評価」であり、「実施すること」とともに「公表すること」が義務づけられた。

また、令和8年4月からは学校教育法第132条の2に基づき、自己点検・自己評価の結果および学校関係者評価結果に関してはHP上においても公表している。評価結果をもとに、改善すべき点については検討し、カリキュラム運営に活かす努力をしている。自己点検・自己評価小委員会が、授業評価を実施している。

今後は各学年の学習目標がディプロマポリシーを到達する上での目標になっているか評価していく必要があり、令和8年度からの実施に向け、評価基準を作成している。

授業評価は教員個人の授業実践にフィードバックできている。しかしカリキュラム全体の運営にフィードバックできる体制は十分とは言えない。現段階では各領域委員会での検討に留まっている。カリキュラム改正から4年が経過し、カリキュラム全体の見直しが必要な時期であるため、令和8年度より「カリキュラム検討委員会」を立ち上げ、評価のシステムづくりを整えていく予定である。

内 部 評 価	2. 8
学校関係者評価	2. 7
委員コメント	(ご意見) ・評価の通りと思います。

## VI 入学

### 評価の概要、今後の課題

#### ●入学者の選抜の考え方と教育理念、教育目標との一貫性

教育理念に掲げる「科学的思考に基づいた判断力」と「一人一人の価値観を尊重した看護の実践ができる」人材を養成するため、入試委員会での協議を踏まえ入学者の選抜方法を決定している。

#### ●選抜方法の妥当性

近年、受験者数の減少傾向に伴う学生の質の低下が指摘されており、瀬戸旭医師会からも入学定員の変更にあたっては「学生の質の向上」を図ることを主眼とするよう要望書が出されている。

このため、愛知県の承認を受け、令和8年度から入学定員を変更するとともに、定員を満たすことを主眼とする従来の入学者選抜を見直し、一定水準を満たさない者を入学させない方針としている。

#### ●入学希望者開拓への取り組み

今年度は、瀬戸旭医師会のご協力を頂き、推薦入試のうち、従来から実施している高校生を対象とする医師会推薦枠とは別に、新たに社会人入試に代わる医師会推薦の社会人枠を創設し、圏域の医療機関等で勤務する他職種の人材をターゲットに募集を行ったところ、5名の応募があった。また、医師会推薦の高校生枠についても、瀬戸旭医師会からの呼び掛けやPRポスターの作成などにより募集したところ、17名の応募があり大幅な増加につながっている。

一般入試については、今後も受験者数の減少傾向が続くものと考えられることから、今年度より募集人数に占める推薦入学者の割合を70%まで引き上げ、優秀な学生の獲得に努めている。

内 部 評 価	3. 0
---------	------

学校関係者評価	3. 0
---------	------

委員コメント	(ご意見)
--------	-------

## Ⅶ 卒業・就職・進学①

### 評価の概要、今後の課題

#### ●進路選択状況と教育理念・教育目的との整合性

看護技術到達状況は、実習ごと技術経験録を活用し確認しており、3年間の実習終了後には看護技術習得状況に関して分析している。また、3年間の集大成である総合実習の評価にて現在は卒業時の到達について把握している。

今後は学年ごと到達目標を設定し、3年後に教育目標（ディプロマポリシー）が到達できる評価基準の作成が必要である。現在令和8年度からの実施に向け準備中である。

令和7年度の卒業生の就業状況については全員が医療機関への就職が決定し、昨年度に引き続き就職率100%を達成した。但し、圏域内の就職率は53%で、昨年度の80%を大きく下回る結果となり、「地域住民の保健・医療・福祉に寄与する感性豊かな看護師を育成する」という教育理念や、構成市及び瀬戸旭医師会の要望に十分応えられない結果となったが、これは学生の大半が就職を希望する公立病院の採用人数の減少によるものであり、学生の質の問題ではない。

採用側の人員体制の都合上、こうした状況は起こり得るため、学生に対しては、圏域内の他の医療機関の魅力を知る機会を作り、視野を広げるよう促していくことが必要である。

こうした状況を踏まえ、令和7年度においては、瀬戸旭医師会のご協力を頂き、圏域内の病院が出展する本校初となる「合同就職説明会」を開催した。

開催後のアンケートでは、学生や参加した病院職員のほぼ全員が「有意義だった」と回答しており、その後も参加した病院へのインターンシップの申し込みが増加するなど、双方に良い効果があった。

令和8年3月においても、実習病院に出展を依頼し、新3年生を対象とする「合同就職説明会」を開催し、本校卒業生による病院紹介や質疑応答により、学生の実習病院への理解が深まる機会となった。

## Ⅶ 卒業・就職・進学②

### 評価の概要、今後の課題

#### ●進路選択状況と卒業後の活動状況の評価

卒業生の就業先での評価を把握するための調査は行っていないが、機会あるごとに就業先と情報交換しており、学校祭の「ホームカミングデー」や前述の「合同就職説明会」には各医療機関から卒業生が多数参加し、状況を把握する機会となっている。また、圏域内の実習病院へ就職した卒業生は実習指導者や非常勤講師となり、後輩の育成に尽力されている。

国家試験の合格者割合は、近年97～100%を維持し、全国平均を上回っている。令和6年度は100%の合格率であり、素晴らしい結果であった。高い合格率の維持は計画的な3年間の学習計画の策定・実施の背景がある。特に成績不振な学生に対して教員が手厚い個別指導を行い、底上げを図り支援していることが高い合格率に繋がっている。

一方で、学力低迷者が年々増加し、学習支援に要する教員への負荷が大きくなっており、全教員でのサポート体制が必要な状況となっている。今後は、国家試験対策委員および全教員にてサポートしていく体制づくりを整えていく予定である。

内 部 評 価	2. 6
---------	------

学校関係者評価	2. 3
---------	------

委員コメント	(ご意見) ・評価されている通りと思います。
--------	---------------------------

## Ⅷ 地域社会/国際交流

### 評価の概要、今後の課題

#### ●地域社会への貢献／国際交流

学生は、環境ボランティアとして学校周辺の清掃活動を全学年で行っており予定通り実施することができた。ボランティア活動として「公立陶生病院まつり」や「老健施設（きっこ・つばき）」などの祭り行事にも積極的に参加している。

令和8年度からは教科外活動においてボランティア活動を行っていく計画である。このため令和7年度は地域内外でのボランティア募集にも目を向け、学生が参加可能な内容に関して関係機関と調整を行った。

学生から参加希望があったボランティアは「聴覚障がい者と県民のつどいin瀬戸」「マラソンフェスティバルナゴヤ（ウィメンズマラソン・シティマラソン他）」である。

ボランティア活動を通し、自主性・社会性・無償性が育まれるものと捉えており、地域社会に貢献できる人材育成および学校づくりを引き続き目指していく。

#### ●国際交流のための体制、留学生の受け入れ等に関する対応

国際的視野を広げるため、「看護総合Ⅱ」として国際看護の基本理念の理解やその方法を考える内容を入れ、海外での活動経験のある看護教員により講義をしている。また、図書室に関連の文献やDVDを所蔵して学生に国際交流への関心や意識を高めるよう努めている。

帰国子女や留学生の受け入れや、卒業時に留学や海外への仕事を支援する体制はないが、希望者がいれば、対応は検討していく。

内 部 評 価	2. 6
---------	------

学校関係者評価	2. 7
---------	------

委員コメント	(ご意見)
--------	-------

## IX 研究

### 評価の概要、今後の課題

#### ●研究的姿勢の涵養（かんよう）

自己評価小委員会によって、他教員への授業参加を促し、リフレクションすることでより良い授業の実施を目指している。

#### ●研究活動の保障

今年度、日本看護学会学術集会が愛知県で開催されたため、教員3名が参加し、学術集会参加後、教員会議において報告会を行った。

また「看護形態機能学」の研修には2名の教員が受講した。当校は人体の構造と機能を専任教員が教授しているため、全教員が担当できるような体制を整えている。

「看護教員のためのステージアップ研修会」は次世代リーダー育成のため、看護師養成所の運営・管理の基礎を学ぶ研修である。次年度以降も「形態機能学」「ステージアップ研修」に関しては受講を継続していく。オンライン以外の研修も増えてきているため、学会の参加予算も確保し、教育研究活動に反映していく。

#### ●研究活動の評価

看護教育・研究のためのオンラインプラットフォーム（医学書院NEO）に施設契約し、教員全員が視聴できる環境をつくり支援している。看護教育に必要な最新の情報提供を得る機会となるが、教員の視聴状況を一度集計し、次年度以降の契約の必要性について評価していく必要はある。

今年度は日本看護学校協議会学会にて専任教員1名が授業での取り組みについて発表した。次年度以降も引き続き、教員の研究活動が組織的に行える体制づくりを整えていく。

内 部 評 価	2. 4
学校関係者評価	2. 3

#### 委員コメント

（ご意見）

・瀬戸旭看護専門学校の教員は、看護協会加入者が多く、専門職業人として意識が高い。これらは学生に良い影響が出る。

# 令和7年度 自己点検・自己評価委員

## 内部評価委員

公立瀬戸旭看護専門学校自己点検・自己評価委員会要綱

組織	役職	氏名
委員長	校長	浅野 博
委員	副校長（校長補佐）	小野 薫
委員	副校長（教務統括）	片倉 貴子
委員	教務主任	平田 めぐみ
委員	実習調整者	若杉 由香理
委員	実習調整者	加藤 恵美
委員	事務長	水野 守

## 学校関係者評価委員

組織	役職	氏名
委員	瀬戸旭医師会理事	飯田 茂幸様
委員	公立陶生病院看護局長	亀島 加代様
委員	旭労災病院看護部長	鈴木 美佐様

（設置）

第1条 本校に、公立瀬戸旭看護専門学校学則第28条の規定に基づき、公立瀬戸旭看護専門学校自己点検・自己評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 委員会は、本校の教育研究活動、管理運営状況及び財政状況について自己点検・自己評価を行う。

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、校長を、委員は副校長、事務長、教務主任、実習調整者、その他校長が必要と認めた者をもって充てる。

3 自己点検・自己評価を実施するにあたり、委員会の下に自己評価小委員会（以下、「小委員会」という。）を設ける。

（委員長等の職務）

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

（会議の召集等）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長は、委員長をもって充てる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開催することができない。

3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長が特に必要と認めたときは、委員会の会議において関係者の意見を聞くことができる。

（職掌事項）

第6条 委員会は、第2条の規定に基づき、次の事項について、審議決定し、実施する。

(1) 自己点検・自己評価項目の設定及び変更

(2) 資料の収集及び分析

(3) 関係各機関に対する自己点検・自己評価の報告依頼及びその確認

(4) 第2号及び第3号の報告に基づく自己点検・自己評価

(5) その他自己点検・自己評価に必要な事項

（自己評価小委員会）

第7条 小委員会の組織等については、委員会において定めるものとする。

（報告書の作成）

第8条 委員会は、自己点検・自己評価の結果を定期的に報告書として作成し、公表するものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。